

合理的配慮の研究

-アメリカ障害差別禁止法の合理的配慮・合理的修正
の議論を踏まえて-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-05-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青木, 亮祐 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21794

2020年度 法学研究科

博士学位請求論文（要旨）

合理的配慮の研究

—アメリカ障害差別禁止法の合理的配慮・合理的修正の議論を踏まえて—

公法学専攻

青木 亮祐

1 問題意識と目的

障害を持つ者のために合理的配慮は、過重な負担とならない限り、提供しなければならないことが、障害者雇用促進法や障害者差別解消法で定められた。

もともと、これらの法律では「差別」の定義を設けておらず、合理的配慮の不提供は間接差別（障害以外の事由によって、結果的に障害を持つ者に不利益を与える状態）と重なり合う関係にあるという解釈のもとで、漠然とした形でしか合理的配慮を規定されていない。

多様性が顕著である「障害」は、個人のみならず集団との関係で相対的に生じ得るもので、さらに合理的配慮が生活部面のすべてに適用される規範であるとする、「障害」という1つの枠組みであったとしても、この多様な対象者に対して、いかにして実効的な規範の設定が望ましいのかを検討すべき課題が存在する。

こうした問題意識のもと、本稿は、障害を持つアメリカ人法（Americans with Disability Act: ADA）を手掛かりに、合理的配慮の法的性格・合理的配慮と過度の負担との法的構造の検討を試みることを目的とした。

2 構成及び各章の要約

本稿は、第1章から第8章で構成されている。

(1) 第1章 序論

上記の問題意識のもと、障害者権利条約の規定及び各国の法制度の状況を確認して、比較対象国をアメリカとし、ADAを取り上げる法令とした。

(2) 第2章 アメリカにおける合理的配慮の発展

1990年、ADAが制定される前までの障害差別について検討を加えた章である。

障害者運動は、公民権運動とこれによって制定される公民権法の影響を多分に受けて、人種といったマイノリティグループを参考に、障害を持つ者たちの一群をマイノリティグループと位置付けて活発化し、政治的なイデオロギーの表明として有用であった。

障害者運動が社会的な関心を呼び、公民権法第6編（連邦政府の資金援助のあるプログラムについての人種差別禁止）をモデルに、1973年、アメリカ初の障害差別禁止法であるリハビリテーション法504条は制定された。

もともと、司法の場面において、障害を持つ者たちをマイノリティグループとする主張は、膨大な対象者となる1つのグループにまとめて画一的な対応はできないなどの理由で否定的な判断が下されることになり、憲法訴訟では必ずしも成功したものではなかった。

しかし、リハビリテーション法504条に関するChoate判決において、連邦憲法裁判所は、「障害差別には積極的な悪意のほか、無関心等も踏まれる」などとして障害差別を人種差別よりも広く捉える判例法理

を形成した。

また、もともと宗教上の勤務配慮としての合理的配慮が、障害の分野にも応用されることになり、連邦最高裁判所は、当初、合理的配慮の提供に関する解釈を厳格にしていたが、徐々に緩和させていき、合理的配慮の可能性が拡張していく結果、障害を持つ者の権利を広く認めようとする素地が整えられていった。

(3) 第3章 ADA 概論

ADA 制定後、連邦最高裁判所は「障害」を厳格に解釈するという「連邦最高裁判所の逆風」と呼ばれる現象が起こった。この結果、「障害」とは認定しない多くの下級審裁判例があらわれ、学説上では大きな批判的となった。連邦政府は、連邦最高裁判所の逆風となった一連の判例を無効とすべく、広く「障害」を認めることの解釈規定を設ける ADA の改正を行うこととなり、一応の解決が図られた。

こうした解釈をめぐる混乱の背景には、ADA が「障害」を持つ者をひとまずの保護の対象として扱っていたため、連邦最高裁判所は、解釈によって権利・利益が侵害されて救済するのにふさわしいだけの不遇ともいえる障害を導き出したともいえた。

しかし、連邦政府がこのような連邦最高裁判所の解釈を明確に拒絶したことの ADA 改正の意図には、障害を持つ者が配慮を受けないことで生じ得る不利益の程度を問題としないという思惑があったのではないかと分析することができる。

現在でも、学説において「障害」概念を医学的根拠に依拠する傾向が払拭されていないとして批判も存在しており、学説の関心には「障害」に対する社会の偏見が根強く存在するため、ADA に社会的態度を変えろという革新的な目標があるという信念に基礎づけられていることを確認した。

(4) 第4章 ADA 第1編

ADA 第1編は、労働の場面における障害差別を禁止する。

ADA 第1編では、障害を持つ者が職務遂行できる能力というべき「適格性」を要件としているため、同編の訴訟ではこの「適格性」が争点となることが多いことが挙げられ、審理においては個別の事実を踏まえて特定がなされる必要があることを確認した。

また、合理的配慮の実施にあたって「過度の負担」が存在する場合、使用者は合理的配慮の提供義務を免れる抗弁となるが、障害を持つ労働者が求める配慮についての主張立証（配慮を受けたことを想定した仮定的主張）と使用者のこの抗弁との立証分配の枠組みを明らかにした。

そして、ADA の関連規則においては、ADA 第1編の合理的配慮の提供に関して、インタラクティブ・プロセス（労使間の協議）を重要視している。

こうして ADA 第1編における合理的配慮は、障害を持つ労働者が、職場内での職務活動を十分に発揮できるための配慮を求める権利であるというだけではなく、働きやすくより良い労働条件を求めるための使用者への交渉を求める権利であると分析した。

(5) 第5章 ADA 第2編

ADA 第2編は、公共サービスの場面における障害差別を禁止し、合理的配慮という文言ではなく、合理的修正という文言を用いて、「プログラムやサービスのアクセスのために既存の方針や手続等を修正しなければならない」という法規範である。

この法規範の基本的な発想は、既存のルールがそのまま適用されるならば、サービス等を受けることが困難になる障害を持つ者に対して、このようなルールを免除することである。このため、この合理的修正は、障害を持つ個人のみならず、その団体を含むもので、対象者が広く、また、個々の固有の合理的配慮というよりもプログラムやサービス全体にわたる検討（大枠でプログラム等の修正をしつつ、当該プログラム等のなかで個別的な配慮を肯定する）が必要となる義務であることを確認した。

また、ADA 第2編は「統合義務」を定めており、連邦最高裁判所では、不必要な入院を差別としたり、

教育上の分離を否定する判例を行うなど、分離作用のあるプログラムやサービスへの否定的な意識がある。

ところで、Choate 判決は、障害差別を広く捉える点で画期的であったが、他方で、「ミーニングフル・アクセス」という文言を用いて、障害を持つ者が受ける影響についての保護の選別を図るような基準を設けた。このミーニングフル・アクセスは、その後の学説上でも大きな議論となり、具体的な定義付けが試みられていることを確認した。

(6) 第 6 章 ADA 第 3 編

ADA 第 3 編は、民間機関の提供するサービス等において障害差別を禁止する。

ADA 第 3 編では広範なプログラムやサービス等が想定され、すべてに共通する規範を見出すことは困難であるように思われるが、連邦最高裁判所が合理的修正を行うべき 3 つの要件を提示した。

後続の下級審が、この要件について、ADA 第 3 編の合理的修正の視点が、「障害を持たない者の体験」と同等の体験が獲得できることを評価にしたことで、注目を集めることになる。

そして、「障害を持たない者の体験」は、単なる身体的事情のみならず、サービスを受けるときの心理状態に着目するなど、裁判所の判断において深化した解釈も登場したことを確認した。

(7) 第 7 章 ADA における合理的配慮・合理的修正の分析

各章での検討を踏まえ、ADA 第 1 編から第 3 編までの合理的配慮・合理的修正の法的性格は、障害を持つ者の個別の「ニーズ」を権利として捉えていると導き出した。

そして、この「ニーズ」に対する抗弁となる事情は当該ニーズとの衡平にもとに成り立っているという前提のもと、障害を持つ者と合理的配慮の提供義務者との関係が直立的（公的）・並立的（私的）な関係を背景とし、提供義務者の抗弁における考慮事項の広狭がみられること、また、障害を持つ者の立場（役務の受領者または労務の提供者）、人的限定性などによってもその考慮要素に変化がみられることを分析した。

(8) 第 8 章 日本法への示唆

本稿は、ADA の究極の目的は社会の偏見を打ち破るもので、社会の意識の変化を差別禁止になぞらえたものであるとして、そのうえで、合理的配慮は、障害を持つ者の想起させるイメージから離れたものでなければならず、かつ、障害から生じる肉体的・精神的な相違に着目せずに、障害を持つ者が社会的無視を経験することがないよう個別化された各ニーズに対応することこそが、その本質にあるという立場である。

このため、障害を持つ者のニーズが合理的配慮・合理的修正の請求権となると位置づけており、請求権と法的概念ではあるものの、この「ニーズ」の特定という事実認定が必須であるという特殊な性格を有しているものである。

こうした障害を持つ者の「ニーズ」を特定することが重要であるとの視点をもって、日本でのこれまでになされた各分野（労働・日常生活（福祉）・教育・私的サービス）において合理的配慮に類似する主張などを取り上げて、「ニーズ」が当事者によって特定がなされているのか、裁判所において「ニーズ」を考慮されているのかなどの点を中心に検討し、今後の司法審査の可能性を指摘した。